

チェーンソー貸出基準

1、目的

この基準は果樹（りんご）の改植等にかかる生産支援を行い経営基盤の確保を図ることを目的とする。

2、貸出機械

ハスクバーナ 339XP 2台

3、利用の範囲

本組合の果樹共済加入者

1) 果樹（りんご）の改植等に係る伐採

4、管理及び運営

借用者は、作業中または保管中、善良な管理注意をもってあたらなければならない。

1) 機械等に故障、破損等が生じた場合は速やかに組合に報告しなければならない。またその際の復旧に要する費用は借用者側で負担する。

2) チェンソーに要するガソリン及びチェーンオイル等については、借用側で負担する。

3) 作業中、事故等発生した場合、使用者の自己責任とする。

4) 使用期間については最大5日間とし、作業終了ご速やかに組合へ返却するものとする。

5、利用申込み及び終了報告

1) この機械を利用する者は、作業の1日前までに本組合の定める様式により申込みを行い、組合長の許可を受けるものとする。

2) 借用者は、作業終了後は速やかに機械を返納し組合の定める様式により報告するものとする。

6、使用料金

1日 1,000円

半日 500円

7、その他

この基準に定めない事項は、本組合長の定めるところにより運営する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日より適用する。